

副 本

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号, 直送済
平成26年(ワ)第14号, 同第165号, 同第166号 原状回復等請求事件
原告 中島 孝 外
被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(19)
(平成28年5月17日付け求釈明事項に対する回答)

平成28年8月12日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

被告東京電力ホールディングス株式会社(以下「被告東京電力」という。)は、
貴庁の平成28年5月17日付け「帰還困難区域旧居住者、特定避難勧奨地点滞在
者、自主的避難等対象区域旧居住者に対する「中間指針等による賠償」に関する求
釈明」(以下「貴庁書面」という。)記載の求釈明事項及び指摘事項に対し、以下

のとおり回答するとともに、被告東京電力が公表している精神的損害の賠償額について整理の上主張するものである。

1. 「2 帰還困難区域旧居住者の「中間指針等による賠償額」について」

帰還困難区域旧居住者の「中間指針等による賠償額」をどう考えるかについて、以下の（１）乃至（３）のような考え方を取ることの是非

【求釈明事項】

（１）中間指針第四次追補第２の１の、控除前の加算額１０００万円をもって「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって期間不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対する「中間指針等による賠償額」と考える。

これは、不可逆的、確定的な損害と位置付けられていることから、本件訴訟でいう「ふるさと喪失」慰謝料に対応するものとみて、帰還困難区域旧居住者による「ふるさと喪失」損害請求については、１０００万円を超える損害が認められるか否かを判断する。

居住制限区域、避難指示解除準備区域、これらが解除された区域については、中間指針等は不可逆的、確定損害を認めていないから、これらの区域の旧居住者による「ふるさと喪失」損害請求については、ゼロ円を超える損害が認められるか否かを判断する。

【回答】

中間指針第四次追補に基づく「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に係る精神的損害の賠償が認められる対象者は、帰還困難区域旧居住者に加えて、大熊町・双葉町の居住制限区域・避難指示解除準備

備区域の旧居住者が含まれている。このため、これらの者を含めて「帰還困難区域旧居住者」と定義されるのであれば、上記第1段落及び第2段落について異存はない（以下、本準備書面において、これらの者を含めて「帰還困難区域等旧居住者」という。）。

また、第3段落についても、上記と同趣旨に基づき、文中の「居住制限区域、避難指示解除準備区域、これらが解除された区域」からは「大熊町・双葉町の居住制限区域・避難指示解除準備区域」は除外されているとの理解を前提とすれば、異存はない。

【求釈明事項】

(2) 中間指針第四次追補は、中間指針第二次追補の600万円のうち、「平成26年3月以降に相当する部分は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含される」としていることから、平成26年3月分以降の日常生活阻害慰謝料は、上記(1)の帰還困難慰謝料に包含され、帰還困難慰謝料と別個に発生しないものと扱っているとみて、平穩生活権侵害に基づく損害賠償請求については、平成23年3月から平成26年2月まで36か月分360万円（月額10万円）を「中間指針等による賠償額」と考え、これを超える損害が認められるか否かを判断する。

【回答】

基本的に異論はない。日常生活阻害慰謝料は、平成26年3月以降も発生していると考えられるが、中間指針第四次追補に示された考え方を踏まえ、帰還困難慰謝料に包含されているものと考えられる。

【求釈明事項】

(3) 上記(1)、(2)の考え方を取った場合、自主賠償基準の700万円は、

上記（１）の１０００万円から、①平成２４年６月１日から平成２９年５月３１日までの６０か月分６００万円から、平成２６年３月から平成２９年５月までの３９か月分３９０万円を控除し、②控除期間に対応する生活費増加分として９０万円を加算した（控除すべき将来分から除外した）ものと考えられる。その結果、９０万円分については、生活費増加分として、精神的苦痛に対する「中間指針等による賠償額」を構成しないものと考えられる。

【回答】

中間指針第四次追補の策定日（平成２５年１２月２６日）を踏まえて、被害者の被告東京電力に対する賠償請求が可能になると見込まれる平成２６年３月から平成２９年５月３１日までの３９か月分については、重複分として月額１０万円の精神的損害を控除するとすれば、本来は３００万円ではなく、３９０万円の控除がなされてしかるべきと考えられ、この場合、支払い賠償額は７００万円ではなく、６１０万円になるはずであるから、これに９０万円を上乗せして７００万円を支払っているのは、９０万円分については生活費増加分の賠償分であり、精神的損害に対する賠償ではないのではないかとというのが求釈明の趣旨であると考えられる。

しかしながら、中間指針第四次追補においては、帰還困難慰謝料としての加算額１０００万円から中間指針第二次追補において認められている５年分の避難に伴う慰謝料のうちの将来分である平成２６年３月以降に相当する分（ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。）を上記加算額から控除するとし、その結果として７００万円という金額が示されているにとどまり、７００万円がどのように算出されているのかについて、求釈明にあるような考え方が明示されているものではなく、また、一般に精神的損害の月額１０万円の内訳については、中間指針等において明示されていないことから、上記賠償指針の算定内訳を厳密に論ずることは困難である。

したがって、被告東京電力としては、あくまでも中間指針第四次追補に基

づき，平成26年3月以降の生活費増加分を除く精神的損害の控除額が300万円であり，かかる中間指針第四次追補の指針に基づき，自主賠償基準の700万円の賠償を行っており，その全額が，本件事故による精神的苦痛等に対する「中間指針等による賠償額」を構成するものとする。

2. 「3 特定避難勧奨地点滞在者の「中間指針等による賠償額」について」

【求釈明事項1】

旧緊急時避難準備区域，旧一時避難要請区域の滞在者につき避難者同様の賠償を行っている被告東電の自主賠償基準においても，特定避難勧奨地点の滞在者の取扱いは明らかでない。

【回答】

中間指針第二次追補は，特定避難勧奨地点の滞在者について，旧緊急時避難準備区域における滞在者と同様に，「個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る。」とするにとどまるところ，被告東京電力は，かかる中間指針第二次追補の考え方を踏まえて，特定避難勧奨地点の滞在者に対しても特定避難勧奨地点の避難者と同様に，本件事故時の平成23年3月から特定避難勧奨地点の解除から3ヶ月経過後まで，精神的損害の賠償として月額10万円を支払っている。

【求釈明事項2】

該当する原告らは，南相馬市原町区片倉（30km圏内）の特定避難勧奨地点に滞在していた原告杉和昌，同杉重男，同杉成（T-1528～1530）であるが，被告東電準備書面（14）では，原告杉和昌（T-1528）に対する既払額は「確認未了」（赤字）とされている。

【回答】

被告東京電力準備書面（14）の提出時点において、被告東京電力の原告杉和昌，同杉重男，同杉成（T-1528～1530）に対する支払済みの賠償額は確認できておらず，同準備書面（14）添付別表において，原告番号「T-1528」について「確認未了」（赤字）と記載していることは貴庁のご指摘のとおりである。

しかしながら，その後，被告東京電力は，原告杉和昌らのご世帯7名（原告杉和昌，原告杉重男，原告杉成，訴外杉由美子，訴外杉亮佑，訴外杉美里及び訴外杉佳晃）に対し，合計3524万2352円の賠償金を直接支払っている。そのうち，精神的損害の賠償金については，現時点において，上記7名のうち原告杉重男を除く6名に対し，平成23年3月11日から平成26年11月30日までの精神的損害として450万円，原告杉重男に対しては，平成25年11月12日に亡くなっていることから，平成23年3月11日から平成25年11月30日までの精神的損害として330万円をそれぞれ支払っている。また，原告杉和昌ら6名から別途請求を受ければ，上記の特定避難勧奨地点の滞在者に対する賠償基準に基づき，南相馬市原町区片倉地域の特定避難勧奨地点が解除された平成26年12月28日から3ヶ月経過後の平成27年3月分までの精神的損害の賠償を月額10万円追加で支払うことが可能であり，この場合，精神的損害の賠償は，平成23年3月から平成27年3月までの合計490万円となる。

【求釈明事項3】

南相馬市の旧緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点の滞在者に対する「中間指針等による賠償額」は，旧緊急時避難準備区域の滞在者として，平成23年3月11日から平成24年8月31日までの18か月につき月額10万円（合計180万円）であり，平成24年9月1日以降の賠償額はゼロ円として，この「中間指針等による賠償額」を超える損害があるか否かを判

断することによいか。

なお、南相馬市片倉の特定避難勧奨地点が解除されたのは、平成26年1月28日であり（丙C11の3）、同区域の特定避難勧奨地点からの避難者に対する中間指針等による賠償額は、平成23年3月から平成27年3月まで49ヶ月分490万円となる（丙A2、4）。

【回答】

南相馬市の旧緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点の滞在者に対する「中間指針等による賠償額」は、特定避難勧奨地点の滞在者に対する賠償基準に基づき算定されることとなるから、その賠償額は、上記のとおり、本件事故後から特定避難勧奨地点の解除から3ヶ月経過後まで、月額10万円となる。具体的には、南相馬市片倉の特定避難勧奨地点については、解除されたのは、平成26年1月28日であることから、南相馬市の旧緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点の滞在者に対する賠償額は、同地点からの避難者と同じく、平成23年3月から平成27年3月まで49か月分490万円である。したがって、同区域の特定避難勧奨地点の滞在者については、この、平成23年3月から平成27年3月まで49か月分490万円の賠償額を超える損害があるか否かを判断することになるものと考ええる。

3. 「4 自主的避難等対象区域旧居住者の「中間指針等による賠償額」について」

【求釈明事項1】

被告東京電力の自主賠償基準は、自主的避難等対象区域の子供及び妊婦に対し、平成24年1月1日から同年8月31日までの損害として1人8万円を追加して、合計48万円を賠償することとしているところ、上記48万円（子供及び妊婦）又は8万円（それ以外の者）は、特にその中に含まれてい

る生活費増加分や避難費用分を算定して控除することなく、それぞれその全額を自主的避難等対象区域旧居住者の「中間指針等による賠償額」と考えることでよいか。

【回答】

異論はない。

【求釈明事項2】

被告東電の自主賠償基準は、このほか、子供及び妊婦で実際に避難した者に20万円、平成24年1月1日から8月31日までの追加的費用等につき4万円を、それぞれ賠償することとしているが、これらはいずれも追加的費用等に対する賠償であって、精神的損害に対する賠償ではないものと認める。

【回答】

被告東京電力が公表している賠償基準のうち、子供及び妊婦で実際に避難した者に対する20万円の追加賠償（丙C21, 2(1)ii）については、追加的費用に対するものであり、また、自主的避難等対象者に対する4万円の追加的費用等の賠償（丙C24, 1, (2)）についても、自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用、それまでの賠償額を超過して負担された生活費の増加費用、並びに避難及び帰宅に要した移動費用等を賠償するものであるため、これらが、いずれも精神的損害に対する賠償ではないとの上記整理に異論はない。ただし、上記の4万円の賠償については、「平成24年1月1日から8月31日までを対象期間とする」ものとして支払っているものではない（丙C24, 1, (2)参照）。

4. 精神的損害に係る被告東京電力公表賠償額

被告東京電力の避難等対象者及び自主的避難者等対象者に対する，賠償類型区域ごとの精神的損害に係る公表賠償額は，本書面添付別紙のとおりである。

以 上

精神的損害に係る被告東京電力公表賠償額（区域別）

賠償類型区域 (本件事故時の住所地)	被告東京電力公表賠償額（1人当たり）	内容（平成23年3月分については1か月分として計算）
帰還困難区域、大熊町、双葉町	1450万円	①平成23年3月11日から平成24年5月までの15か月分の150万円（丙C14、丙C15）、②平成24年6月から平成29年5月までの5年間分の600万円（丙C16）、③中間指針第四次追補に基づく避難が長期化する場合の慰謝料の700万円の合計額（丙C17）
居住制限区域（解除された場合も含む。）（大熊町、双葉町を除く）	850万円	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで、月額10万円（丙C14、丙C15、丙C16、丙C18、丙C67）
避難指示解除準備区域（解除された場合も含む。）（大熊町、双葉町を除く）	850万円	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで、月額10万円（丙C14、丙C15、丙C16、丙C18、丙C67）
旧緊急時避難準備区域	180万円 (平成24年9月1日時点で高校生以下の者には215万円)	平成23年3月11日から平成24年8月31日まで、避難の有無を問わず、月額10万円。また、これに加えて、平成24年9月1日時点で高校生以下であった者に対しては平成24年9月から平成25年3月31日まで、月額5万円を追加賠償（丙C14、丙C15、丙C19、丙C20、丙C144）
旧屋内退避区域及び南相馬市が一部避難を要請した地域	70万円	平成23年3月11日から同年9月30日まで、避難の有無を問わず、月額10万円（丙C19、丙C20）
特定避難勧奨地点（南相馬市）	490万円	平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後概ね3ヶ月経過後の平成27年3月31日まで、避難の有無を問わず、月額10万円（丙C19）
特定避難勧奨地点（川内村、伊達市）	250万円	平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後概ね3ヶ月経過後の平成25年3月31日まで、避難の有無を問わず、月額10万円（丙C19）
自主的避難等対象区域	大人：8万円 子供及び妊婦：48万円	①平成23年3月11日から同年12月31日まで、子供及び妊婦に対し40万円、②平成23年3月11日以降本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日ころまで）について、子供及び妊婦以外の者に対して8万円、③平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳未満であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して、8万円（自主的避難の有無を問わない。）（丙C21、丙C24）
福島県南地域 宮城県丸森地域	子供及び妊婦：24万円	①平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳未満であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して20万円、②平成24年1月から同年8月31日までの間に18歳未満であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して、4万円（以上、自主的避難の有無を問わない。）（丙C22、丙C23、丙C24、丙C25）